議案第５８号

幸手市市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

幸手市市長等の給与等に関する条例（昭和４４年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条中「給料」の次に「、通勤手当」を加える。

第６条を第７条とし、第５条の４を第６条の４とし、第５条の３を第６条の３とし、第５条の２を第６条の２とし、第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（通勤手当）

第５条　市長等の通勤手当の支給については、一般職の職員の例による。

附　則

この条例は、令和５年１月１日から施行する。

令和４年１１月３０日提出

幸手市長　木　村　純　夫

提　案　理　由

市長等に通勤手当を支給したいので、この案を提出するものである。